

八尾市立学校施設構造躯体健全性調査業務仕様書

1. 業務概要

- (1) 業務名 八尾市立学校施設構造躯体健全性調査業務
- (2) 目的 八尾市立学校施設（別紙）について、構造躯体の調査を行い、今後の学校規模等の適正化等の基礎資料として整理することを目的とする。
- (3) 場所 別紙 「現地調査対象一覧(学校施設台帳配置図・平面図該当箇所含む)」
及び「書面調査対象一覧」のとおり

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日とする。

3. 業務内容

今回の構造躯体健全性判定については、基本的に既存資料（耐震診断書）から判定するが、対象学校施設のうち既存資料がないもの（別紙「現地調査対象一覧」（学校施設台帳配置図・平面図該当箇所含む）に記載の棟）については、現地調査を行った上で判定する。

（1）現地調査

①予備調査

現地調査に先立ち以下の作業を行う。

- ・貸与資料を確認するとともに、対象学校施設の現状を把握する。
- ・対象学校施設の行事予定等を把握し、調査計画を立てる。（実施計画書の仮設計画に含む）

②コンクリート供試体の採取

コンクリート圧縮強度及び中性化試験用の供試体（円柱状）を、床または壁のコンクリートからコアボーリングにより採取すること。（「現地調査対象一覧」の棟ごと1フロアあたり1ヵ所以上）

また、採取の際には以下の事項についてコア供試体ごとに記録すること。

ア. 採取日

イ. 筒元または筒先の別、採取階および採取位置（平面位置・室名）

ウ. 仕上げ材の種類と厚さ

エ. モルタル部分の厚さ

オ. 屋外/屋内の別

③供試体の採取箇所の補修

ア. コンクリート部位の復旧は無収縮モルタルを充填すること。

イ. 直前に調査し鉄筋は切断しないように採取するが、万一切断した場合は、発注者に報告の上、すみやかに構造上支障がないように補強すること。

- ウ. 仕上げは、現状と同等の仕様とすること。
- エ. 外壁等は必ず漏水等の不具合がないことを確認すること。
- オ. すべての調査箇所において、現状復旧を行い、問題のないことを確認すること。

④コンクリート供試体の試験

コンクリート供試体の試験については、実施計画書にて承認された公的機関にて下記の要件にて実施すること

- ・コンクリートコア圧縮強度（「現地調査対象一覧」の棟ごと 1 フロアあたり 1 カ所以上）
圧縮強度試験は、JIS A 1107 によること。
- ・コンクリート中性化試験（「現地調査対象一覧」の棟ごと 1 フロアあたり 1 カ所以上）
コンクリートの中性化深さの判定は圧縮試験用コアを利用して、「フェノールフタレン法」によること。

中性化深さ測定は、JIS A 1152 によること。

(2) 構造躯体健全性判定

既存資料（耐震診断書）及び現地調査の結果から次の①および②の基準にて判定を行うこと

- ① 各階のコンクリート圧縮強度（標準偏差の補正あり）の平均が 13.5 N/mm^2 を超えるもの
 - ② 中性化による目標使用年数を中性化の理論式により算出し、80 年以上が確認できるもの
- ①及び②を満たすものを構造躯体に健全性があるものと判定する。

中性化の理論式（JASS 5 2009 年版）

$$C = A \cdot \sqrt{t}$$

$$A = C \div \sqrt{t}$$

$$T \text{ (目標使用年数)} = (d \div A)^2$$

C : 中性化深さ (mm) (供試体すべての平均値を採用)

A : 中性化係数

t : 経過年数 (年)

d : 鉄筋かぶり厚さ (mm) (原則 30 mm を採用)

(3) 目視調査

(2) の判定において基準に適合しない建築物については、再度現地調査（目視調査）を行い、その調査結果から構造躯体の健全性についての考察を行うこと。

【目視調査の項目】

- ① 構造亀裂、変形の発生及び範囲
- ② 変質、老朽化の程度及び範囲

(4) その他発注者が指示する事項

(5) 報告書

上記(1)(2)(3)(4)の内容について、報告書として取りまとめること。

4. 実施計画書

受注者は、本業務着手に先立ち、以下の書類をすみやかに発注者に提出し、発注者の承認を受けること。

【実施計画書】

仮設計画(現地調査の予備調査において立てた調査計画を含む)

工程表

技術者選任届(現場責任者を含む)(任意様式)

公的資格登録書(一級建築士免許証等)の写し

その他発注者が指示する書類

5. 管理技術者の選任

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に届けるものとする。

- ・管理技術者の資格要件として、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士であること。
- ・管理技術者とは別の者が調査を行う際には、現場責任者を定め発注者に届けること。
- ・管理技術者と現場責任者は、密に連絡しつつ、業務を円滑に実施しなければならない。

6. 貸与資料

・書面調査対象施設(39校186棟)・・・耐震診断書データー式(一部原本)

・書面調査対象施設及び現地調査対象施設(17校29棟)・・・図面データー式(TIFF形式)

・その他、受注者が求めるもので市が貸与可能なもの。

- (1) 受注者は、貸与された資料を破損・紛失しないよう十分注意して取り扱わなければならぬ。
- (2) 受注者は、貸与された資料を発注者の許可無く複製してはならず、また、本業務以外に使用してはならない。
- (3) 受注者は、貸与された資料を本件業務完了後、すみやかに発注者に返却または消去しなければならない。

7. 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

- ・実施計画書 1部
- ・打合せ議事録 1部

- ・記録写真 1部
- ・報告書（A4版） 3部
- (電子データ) 1部(CD-RまたはDVD(MS-Word, MS-Excel形式およびPDF形式))

8. その他

(1) 養生等

受注者は、学校施設の使用に支障をきたさぬよう調査を行うこと。また、粉塵、汚れ等の発生が予想される場合には仕上げや家具、備品等を汚さぬよう十分な養生を行うこと。

(2) 安全の確保

受注者は、調査を行う際には事前に学校施設に連絡を入れ、日時等を十分調整すること。現地調査中、調査員は腕章を着用し、児童生徒、学校関係者の安全管理には万全を期すこと。

(3) 打合せ記録と記録写真

打合せ等を行う際には記録をとり、すみやかに議事録を作成すること。

また、学校施設ごとに作業内容を写真撮影すること。

(4) 検査

発注者は、管理技術者の立会いの上、提出物についての検査を行うものとする。

(5) 暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者又は下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。

(6) 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(7) 疑義

本仕様書に疑義がある場合は発注者の指示に従うもとのし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上決定する。

別紙

【「現地調査対象一覧」(学校施設台帳配置図・平面図該当箇所含む)及び「書面調査対象一覧】